

栃木市共生社会実現のための 障がい者差別解消推進条例 の手引き

栃木市保健福祉部障がい福祉課

2024（令和6）年4月

目 次

1. 条例制定の背景	1
2. 条例の概要	2
3. 条例と障害者差別解消法の相違点	4
4. 条例の解説	5
前文	5
第1条(目的)	5
第2条(定義)	5
第3条(基本理念)	7
第4条(市の責務)	8
第5条(市民の役割)	8
第6条(栃木県との連携)	8
第7条(啓発)	9
第8条(交流機会の拡大)	9
第9条(情報の収集及び提供)	9
第10条(市民及び事業者への学習機会の提供)	9
第11条(学校等における障がいの特性に応じた情報の保障及び コミュニケーション手段の利用の推進)	10
第12条(環境の整備)	11
第13条(コミュニケーション支援者の養成)	11
第14条(情報の発信)	11
第15条(不当な差別的取扱いの禁止) ※不当な差別的取扱いの具体例	12
第16条(社会的障壁の除去のための合理的配慮) ※「過重な負担」について	17
第17条(相談)	18
第18条(あっせん)	20
第19条	20
第20条(勧告)	21
第21条(公表)	22
第22条(栃木市障がい者差別解消推進委員会) ※問題解決までの流れ	22
第23条(財政上の措置)	26
第24条(委任)	26
附則	26

1. 条例制定の背景

障がい者の権利擁護に向けた取組みが国際的に進展する中、日本は、2007（平成19）年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、以来、国内法の整備をはじめとする障がい者施策に係る取組みを進めることとなります。

2011（平成23）年6月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、同年8月に「障害者基本法」が改正され、「差別の禁止」を基本原則として規定しました。2012（平成24）年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（障害者総合支援法）が制定され、また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、2013（平成25）年6月には「障害者雇用促進法」の改正により雇用の分野での障がい者差別が禁止され、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、2016（平成28）年4月から施行されました。その間、2014（平成26）年1月に、「障害者の権利に関する条約」に批准することとなります。

こうして、障がい者を取巻く法整備がされたところではありますが、本市において2018（平成30）年度から進められている「栃木市障がい福祉プラン」を策定するにあたり、市内の障がい者を対象としたアンケート調査や障がい者及び障がい者施設へのヒアリング、障がい団体との懇談会を開催した中で、「障害者差別解消法」が施行されてから1年余り経過しているにもかかわらず、障がい当事者でも法律のことを知らない人が約半数おり、また、差別や嫌な思いをした経験があるとアンケートに答えた障がい者が22.4%いるという結果でした。

こうしたことから、本市では、毎年、障害者週間に合わせ、講師を招いての講演会やシンポジウム等を開催し、また、市広報を通して啓発活動を行っておりますが、今後はより積極的に啓発等を進めていく必要があると感じました。

そこで、こうした状況を解消し、誰もが安心して暮らしていけるような取組みをこれからも進めるためには、法だけに委ねるのではなく、栃木市としてより一層の施策等の推進が必要であるとの考えに立ち、「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」を制定するものです。

なお、本条例と同時に、「栃木市手話言語条例」を制定しています。この条例は、様々な障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション手段のうち、手話については、「手話はろう者が育んできた独自の言語であり、日本語のような音声言語とは異なる言語である」との考えの下、他のコミュニケーション手段とは別に、単独の条例として制定されましたが、本条例と一体的に施策を推進していくものです。

2. 条例の概要

(1) 基本理念・市・市民及び事業者の責務（第3条～第5条）

共生社会を実現するために必要な、障がい者に対する差別の解消について、その基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明記します。

(2) 施策の推進（第7条～第14条）

啓発活動の実施、交流機会の拡大、学習機会の提供等、共生社会の実現に向けた市の施策を定めています。

(3) 不当な差別的取扱いの禁止（第15条）

何人も、障がい者の生命、身体の安全確保のためにやむを得ない場合、その他正当な理由がある場合を除いて、障がい者の生活にかかわる次の分野について、禁止される具体的な行為を示しています。

- ・福祉
- ・医療
- ・教育
- ・建物、公共交通
- ・住宅
- ・商品販売、サービス提供
- ・労働
- ・情報の提供、コミュニケーション

(4) 社会的障壁の除去のための合理的配慮（第16条）

市及び事業者は、合理的配慮の提供について、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することがないように、合理的配慮をしなければならぬものとし、市民は、合理的配慮をするよう努めるものとし、また、市は、市民が合理的配慮を行うときは、支援に努めます。

(5) 相談体制（第17条）

市は、障がいを理由とする差別に関する相談（不利益取扱い、合理的配慮等）があったときは、助言や情報提供、関係者相互間の調整、行政機関への通知、通報等必要な措置を講じます。

(6) 差別解消のための措置（第18条～第22条）

第三者的な立場で、当事者とともに問題を解決するため、「栃木市障がい者差別解消推進委員会」を設置します。

不当な差別的取扱いを受け、相談により解決されないときは、この「栃木市障がい

者差別解消推進委員会」に対し、解決のためのあつせんを求めることができます。また、不当な差別的取扱いをしたと認められる事業者が、正当な理由なくあつせん案を受諾しない場合などにおける市長の勧告及び公表について定めています。

3. 条例と障害者差別解消法の相違点

条例と障害者差別解消法では、主に次の点が異なります。

- (1) 法では、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの内容は、具体的には示していませんが、条例では、不当な差別的取扱いとなる行為について障がい者の生活上での複数の分野について例示的に示しています。
- (2) 法では、相談対応と解決を図るために必要な体制整備をする旨の規定はありますが、具体的内容は定めていません。一方、条例では相談対応と紛争解決のための手段として、「あっせん」、「勧告」、「公表」について規定しています。

4. 条例の解説

前文

わが国では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）をはじめとする国内法が整備され障害者の権利に関する条約が批准されたところでありますが、障がいや障がい者への誤解や理解不足から、社会的障壁が生じ、障がい者の日々の生活の中で、障がいを理由とした不利益な取扱いなどの差別は、今日においても存在しています。

こうした状況を解消し、誰もが安心して暮らしていくために、全ての市民が障がいや障がい者への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進める必要があります。

ここに、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、お互いを理解し、思いやりや共に支え合う気持ちを大切にした共生社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

【解説】

- 前文では、障がいを理由とした差別を解消するため、障がいや障がい者への理解を深め、差別解消に向けた取組を進めることが必要であること。栃木市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互理解・思いやり・共に支え合う気持ちを大切にした共生社会を実現していくことへの決意・姿勢を述べています。

（目的）

第1条 この条例は、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- 障害者基本法の理念にのっとり、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けて必要な事項等を定めることにより、全ての市民、事業者及び市が一つとなって主体的に取組み、共生社会の実現を推進するため本条例を制定するものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に若しくは断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者のうち、市の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

【解説】

- 「障がい者」の範囲を明らかにするとともに、障がい者の定義中に用いられている「社会的障壁」を定義しています。

・第1号関係

「障がい者」とは、①心身の機能の障がい（明示されている障がいに限らず、高次脳機能障がい、難病や慢性疾患による心身の機能の障がいなどを含みます。）であること、②障がい及び社会的障壁により、継続的に又は断続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあることのいずれにも該当する者です。

なお、「障がい者」には、障がい児も含まれています。

「継続的に若しくは断続的に」とは、症状が連続している場合、断続的な場合、周期的な場合も含まれます。

また、治癒が見込まれる一時的な怪我（例えば、骨折等）により、一時的に「心身の機能の障がいがある」状態についても、「継続的若しくは断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」に含めます。

・第2号関係

「社会的障壁」とは、障がいのある者の日常生活又は社会生活に制限をもたらす原因となる一切のものであり、明示されている「事物、制度、慣行、観念」のほか、これらいずれに該当するか明らかでないものや、これら以外のものも含まれます。障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念の具体的な例は次のとおりです。

「事物」・・・道路や建物の段差（肢体不自由者にとっての障壁）など

「制度、慣行」・・・電話のみに限った申込み（聴覚障がい者にとっての障壁）、申請書類等で自筆しか認めない（視覚障がい者にとっての障壁）など

「観念」・・・障がいに対する理解不足から生じる誤解や偏見（意識上の障壁）など

・第3号関係

「事業者」とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者をいい、具体的には、飲食店、スーパー等の商店、タクシーやバスの運行会社、障がい福祉サービスを提供する事業所などが挙げられます。

【参考】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
第2条第7号

事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 障がい理由とする差別の解消は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を有することが尊重されることを基本として推進されなければならない。

2 障がい理由とする差別の解消は、共生社会の実現のため、障がい及び障がい者に関する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、互いに個性と人格が尊重されることを基本として推進されなければならない。

3 障がい理由とする差別の解消は、全ての市民及び事業者は地域社会を構成する多様な主体であり、互いに協力していく存在であることを基本として推進されなければならない。

【解説】

○ 障がい理由とする差別を解消し、共生社会実現に向けた基本的な考え方を規定しています。

・第1項関係

私たちは一人ひとり別々の「個性」があります。個人として認め合いながら互いを尊重することが重要で、障がいがあってもなくても等しく基本的人権を享有する個人として、全ての市民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されることを基本として障がい理由とする差別の解消を推進していくことを規定しています。

・第2項関係

障がい者の社会参加を制約する障壁は、障がいや障がい者に関する理解の不足が原因である場合が多くあると考えられます。これらの障壁を解消し、共生社会を実現していくため、私たち一人ひとりが、障がいや障がい者への理解を深め、障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、思いやりや共に支え合う気持ちをもって、互いの個性を認め合い尊重し合うことを基本として障がい理由とする差別の解消を推進していくことを規定しています。

・第3項関係

私たちが暮らす地域社会は、多様な個性を持った人たちが暮らしています。そのような人たちの様々な考え方や意見を尊重し、認め合うことが重要です。互いが言いたいことを一方的に主張するのではなく、地域社会に暮らす一人ひとりや企業、団体、行政などが互いの立場を認め合い、相互に協力していくことを基本として障がい理由とする差別の解消を推進していくことを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者を理由とする差別の解消に関する施策を計画的に実施する責務を有する。

【解説】

- 市の責務として、障がい者を理由とする差別の解消に関する施策を計画的に実施することについて規定しています。

障がい者を理由とする差別を解消するための施策は、障がい福祉分野にとどまりません。日常生活はもちろん社会生活にも関係してきますので、幅広い施策を計画的に実施することとしています。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者に関する理解を決めるとともに、市が実施する障がい者を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

- 市民及び事業者の責務として、基本理念にのっとり、障がいと障がい者に関する理解を深め、市が実施する障がい者を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めることについて規定しています。

全ての市民は、基本理念に示すとおり互いを尊重し、障がいの有無にかかわらず市民一人ひとりが互いに理解を深め、共生社会を実現していくために、市が実施する障がい者を理由とする差別を解消するための施策に協力すること（それぞれの立場でできる配慮など）を求めています。

なお、「市民」には、個人としての市民の他に、各種団体なども含まれます。

(栃木県との連携)

第6条 市は、障がい者を理由とする差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、栃木県と連携を図るものとする。

【解説】

- 栃木県との連携について規定しています。

栃木県では2016（平成28）年4月に「栃木県障害者差別解消推進条例」を制定しています。

障がい者を理由とする差別に対し本市と県で密接に連携・協力し、差別の解消に向けた取組みを進めていきます。

(啓発)

第7条 市は、市民及び事業者が障がい理由とする差別の解消に対する理解を深められるよう、啓発活動を行うものとする。

(交流機会の拡大)

第8条 市は、障がい者及び障がい者でない者又は障がい者同士の交流の機会の拡大及び充実を通して、その相互理解の促進を図るものとする。

【解説】

- 障がいを理由とする差別の解消に向け、市が実施する施策について規定しています。第7条、第8条は、啓発活動の推進及び障がい者と障がい者でない者との交流促進について規定しています。

障がい及び障がい者に関する理解不足から生じる誤解や偏見などによる差別を解消するため、第7条は直接的な理解促進のための啓発活動を実施し、第8条では、障がい者と障がい者でない者が交流する機会の拡大を通して理解促進を図ります。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、及び提供するものとする。

【解説】

- 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するため、差別の事例、差別の解消のための取組みの事例などの情報を市が収集し、それを提供することを規定しています。

障がい者が実際に受けた差別、市民が見聞きした差別などの事例を市が収集するとともに、その解消のための取組みについても事例を収集していきます。

収集した情報を基に、差別の解消のために必要な啓発や実際に差別を解消するための取組みに関する好事例などを広報紙による周知や各種団体への情報提供などを行っていきます。

(市民及び事業者への学習機会の提供)

第10条 市は、障がい者、コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がい者の意思の疎通を支援する者をいう。以下同じ）、社会福祉関係団体等と協力し、障がい者の差別を解消するために、障がいの特性に応じて、次に掲げる事項の重要性について市民及び事業者が学習する機会を提供するよう努めるものとする。

- (1) 情報の伝達を行う際に、障がいの有無や内容にかかわらず、障がい者と障がい者でない者が同等の情報を提供される必要があること。
- (2) 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、触手話、平易な表現、絵図、重度障がい

者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がい者が本人以外の者との意思の疎通を図るための手段（以下「コミュニケーション手段」という。）の利用を普及すること。

【解説】

- 市が関係団体等と協力し、情報の保障、コミュニケーション手段の利用について、その重要性を市民及び事業者が学習する機会を提供するよう努めることを規定しています。
 - ・ 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者などのコミュニケーション支援者、社会福祉協議会などの社会福祉関係団体と協力し、情報保障の重要性を学ぶため、市の出前講座、啓発のための講演会、各種団体が開催する講座等により、市民及び事業者が学習する機会を設けます。
 - ・ また、コミュニケーション手段の利用の普及についても同様に、市民及び事業者向けの学習機会の提供を行います。

(学校等における障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用の推進)

第11条 市は、市内に存する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用の推進に努めるものとする。

【解説】

- 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校などにおいて障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用を推進していくことを規定しています。
 - ・ この条に規定する学校等の具体例は、次のようなものです。なお、ここでいう学校等には公立だけでなく私立も含まれます。
 - ・ 保育園、幼稚園、認定こども園
 - ・ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学
 - ・ 特別支援学校
 - ・ 障がい者が通う学校等において、障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用が図られるよう、支援体制や環境の整備を推進していきます。
 - ・ また、児童・生徒が通う学校等において、手話、要約筆記、点字、平易な表現、絵図などのコミュニケーション手段を学ぶ機会を設ける（手話通訳者による手話の授業等）など、障がい者とのコミュニケーションが図り易くなるような環境の整備を推進していきます。

(環境の整備)

第12条 市は、コミュニケーション支援者の派遣等、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用により、情報を取得しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

- 障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できることで、情報を取得しやすい環境整備に努めることを規定しています。

手話通訳者、要約筆記者の派遣、市役所における手話通訳者の設置などの環境整備を推進していきます。

(コミュニケーション支援者の養成)

第13条 市は、コミュニケーション支援者が確保されるよう、コミュニケーション支援者の養成に努めるものとする。

【解説】

- コミュニケーション支援者の確保のため、市がその養成に努めることを規定しています。

手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者などのコミュニケーション支援者を確保するため、手話通訳者による養成講座の開設などを行うことにより、支援者を養成していきます。

(情報の発信)

第14条 市は、障がい者が市政に関する情報を円滑に取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することにより、当該情報を発信するよう努めるものとする。

- 2 市は、災害その他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段により情報を取得し、又は情報が伝達されるよう、体制の整備に努めるものとする。

【解説】

- 市が行うべき障がい者に配慮した情報の発信について規定しています。

・第1項関係

障がい者が情報を取得しやすいような手段を使い、市政に関する情報の発信に努めることを規定しています。

具体的な情報の発信については、次のようなものがあります。

- ・点字版の広報紙の発行
- ・音声読み上げに対応したホームページ
- ・FAX番号及びメールアドレスを付した問い合わせ先の記載（広報紙、ホーム

ページなど)

・第2項関係

災害や非常の事態に係る情報の発信について、障がい者が取得しやすい、また、障がい者に対して伝達しやすい情報の発信ができるような体制の整備に努めることを規定しています。

体制の整備については、次のようなものがあります。

- ・テレビ画面への災害情報の掲載など音声以外の情報伝達体制の整備
- ・要配慮者向け避難所の周知体制の整備

(不当な差別的取扱いの禁止)

第15条 何人も、障がい者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 障がい者が福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- (2) 障がい者が医療を受けることを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- (3) 障がい者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (4) 障がい者が不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を利用することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (5) 障がい者との間で不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が商品を購入すること又はサービスを利用することを拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (7) 労働者の募集又は採用に関し、障がい者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (8) 雇用する障がい者の賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをし、又は障がい者を解雇すること。
- (9) 障がい者への情報の提供を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (10) 障がい者からの意思の表明を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

【解説】

○ 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止について規定しています。

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、第7条第1項で行政機関等に対して、第8条第1項で事業者に対して、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害することを、

それぞれ禁止しています。

しかし、この法律においては、具体的にどのような行為が不当な差別的取扱いに該当するかは規定されていません。

- ・ この条では、市として想定される不当な差別的取扱いについて、次のとおり分類して規定しています。
 - ・ 福祉（第1号）
 - ・ 医療（第2号）
 - ・ 教育（第3号）
 - ・ 建物、公共交通（第4号）
 - ・ 住宅（第5号）
 - ・ 商品販売、サービス提供（第6号）
 - ・ 労働（第7号、第8号）
 - ・ 情報の提供、コミュニケーション（第9号、第10号）

・ 第1号関係

福祉分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・ 障がいのある人本人の意思を確認せず、親族と行政のみで施設入所などのサービス利用を決めること。
- ・ 障がいがあることを理由に、施設内での行事や娯楽への参加を制限すること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、福祉サービスの提供中に本人の体調が急変し、福祉サービスの提供を中止して医療を受けさせる必要がある場合などが考えられます。

第2号関係

医療分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・ 医療機関や薬局において、人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障がいがあることを理由に診断・入院・調剤等を拒否すること。
- ・ 障がいがあることを理由に、治療の方針や内容を説明しないこと。
- ・ パニックを起こした障がいのある人の診察を、次回以降断ること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、医師が治療を行う際に、障がい者がパニックを起こしてしまい、これ以上治療継続すると身体を傷つけてしまうような場合が考えられます。

第3号関係

教育分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。ここでは、「障害者基本法」第16条第1項、「教育基本法」第4条第2項の規定による必要な施策・支援を講じなければなりません。

【参考】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育の機会均等）

第4条（略）

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・当該障がい児や保護者の意見聴取、説明を行わず、又は意見を尊重しないで、障がい児が就学すべき学校を決定すること。
- ・学校側の一方的な判断で、保護者の付き添いや介助を入学の条件とすること。
- ・障がいがあることを理由に、入学試験の出願の受理や入学を断ること。
- ・障がいがあることを理由に、一方的に学校行事等への参加を制限すること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、心臓に障がいのある児童・生徒が学校行事での登山への参加を希望したものの、医師の意見を聞いた上で登山は困難と判断し、不参加とせざるを得なかった場合などが考えられます。

第4号関係

建物、公共交通分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。ここでいう施設とは、公的施設・民間施設を問わず、学校・病院・劇場・集会場・展示場・ホテル・デパート・事務所など多数の者が利用する施設をいい、施設の規模は要件とはなりません。また、公共交通機関とは、公営、民営を問わず、鉄道・バスなどをいいます。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・車いすを使用していることを理由に、タクシーへの乗車を拒否すること。
- ・車いすを使用している人がバスや鉄道を利用する時、乗車できる場所や時間帯を制限すること。
- ・障がいがあることを理由に、施設等への入場や利用を一律に又は一方的に断ること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、物理的な構造上、車いすで中に入ると施設が損傷してしまう場合などが考えられます。

第5号関係

住宅分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。不動産の取引に関し、障がい者又は障がい者と同居する者に対し、不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。(障がい者と同居する者が不動産取引の主体(契約者)であっても、実質的に障がい者本人が不利益な取扱いを受けることにつながるため、障がい者と同居する者も含めています。)

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・障がいがあることを理由に、賃貸物件の契約を一律に断ること。
- ・障がいがあることを理由に、賃貸契約の条件に障がい者でない人の同居を求めること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、建物の構造上、車いすで中に入ることができないため、賃貸契約の申込みができない場合などが考えられます。

第6号関係

商品販売・サービス提供分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。サービスは、有償無償を問わず、あらゆる商業サービス又は公共サービスを含みます。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・店舗に盲導犬と一緒に入場しようとしたら、「障がいのある人は対応できない」、又は「動物の同伴はできない」とし、一方的に入場を断ること。
- ・対応を後回しにしたり、サービス提供時間を制限すること。
- ・障がいがあることを理由に、障がいの状況を確認もせず、サービスの利用を断ること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、コンサートや映画など観客が静かにしていることが必要な場所で、障がいの特性上、奇声を発してしまうなど他の観客に対して、サービスの質が著しく損なわれる場合などが考えられます。

第7号関係・第8号関係

労働分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。

第7号は労働者の募集や採用の段階で、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止について規定しています。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・投薬により落ち着いているにもかかわらず、うつ病やてんかんがあることを理由に、採用面接を断る、内定を取消すなどの行為をすること。
- ・業務遂行上必要がないにもかかわらず、障がいのある人のみが排除される条件を付けること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、事業の遂行上必要な業務(大型車両の運転、危険性の高い機械の操作等)ができないため、採用を断る場合などが考えられます。

第8号は採用後の労働者としての障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止について規定しています。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・障がいの状況を確認しているにもかかわらず、障がいの特性上、難しい職種に就かせること。
- ・障がいがあることのみを理由に、正当な評価をせず昇進させないこと。
- ・単に障がいがあることを理由に、退職を勧めること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、障がいのある労働者に可能な配慮を行うことを検討しても、事業遂行上必要とされる業務ができなくなったため、配置転換等をせざるを得なくなった場合などが考えられます。

第9号関係・第10号関係

情報・コミュニケーション分野における不当な差別的取扱いについて規定しています。

第9号は障がい者から情報の提供を求められた場合の不当な差別的取扱いの禁止について規定しています。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・「知的障がいのある人にはわからないだろう」という理由で、情報提供をしないこと。
- ・聴覚障がいのある人が筆談での情報提供を求めた時に、手話通訳者の付き添いを求めること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、情報を提供することにより、他者の権利利益（例：プライバシー権）を侵害する恐れがあると認められる場合は情報の提供に応じないということが考えられます。

第10号は障がい者が意思を表明する場合において、その障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止について規定しています。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・予約申込みの方法を電話申込みのみとして、聴覚に障がいのある人からのファックス等による申込みを認めないこと。
- ・障がい者が支援者と一緒に説明を受けている時、本人を無視し、支援者に対して全ての説明や確認をすること。

※ 不当な差別的取扱いに当たらない例としては、障がい者が求めた意思表示の方法（例：手話）によっては、その内容を確認できる者がいないため、筆談など他の方法を取ろうとしても、その方法に応じてもらえないといったことが考えられます。

【参考】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第16条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 市民は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行うにあたり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 市は、市民及び事業者が前2項に規定する必要かつ合理的な配慮を行うときは、支援するよう努めるものとする。

【解説】

○ 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮について規定しています。

- ・ 「社会的障壁」とは、第2条第2号で定義しているとおり、「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- ・ 「社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮」(合理的配慮)とは、社会的障壁を取除くため、特定の障がい者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置のことをいいます。
- ・ 合理的配慮は、障がい者の個別の状況により必要な配慮が異なることから、「障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」との条件をつけています。

- ・ 障がい者からの意思の表明については、障がい者の家族、支援者、介助者、通訳者、法定代理人など、障がい者のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が表明されることも含みます。
- ・ 障がい者からの意思の表明については、言葉だけでなく、身振りや手振りなどの態度で表明されることもあります。支援が必要かどうか、本人に確認した上で、必要な合理的配慮をしていくことも求められます。
- ・ 合理的配慮を行う際に「その実施に伴う負担が過重でないときは」との条件をつけています。

これは、合理的配慮の提供者に求められる配慮は多種多様であり、大きな金銭的負担や人的負担を要する場合も想定されるため、配慮を提供する側にとって過度の負担となる場合を除いているものです。

※ 「過重な負担」について

「過重な負担」を判断する要素としては、次のようなことが考えられます。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的、内容・機能を損なうか否か）
その配慮を提供することによるサービス提供への影響、事業活動への影響の程度。
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
事業所の立地状況や施設の所有形態等による、その配慮を提供するための機器や人材の確保、施設の整備等の実現可能性の程度。
- 費用・負担の程度
その配慮を提供することによる費用・負担の程度。
- 事務・事業規模
その配慮を提供する事業所等の規模に応じた負担の程度。
- 財政・財務状況
その配慮を提供する事業所の財務状況に応じた負担の程度。

このような要素を総合的に勘案しながら、「過重な負担」になるかどうかを個別に検討し、判断していくことになります。

- ・ この合理的配慮を行うことについて、第1項では市の義務であることを、第2項では市民の努力義務であることを、第3項では事業者の義務であることを、第4項では市民が合理的配慮を行う際に市が支援するよう努めることをそれぞれ規定しています。
- ・ ここでいう「市民」には、個人としての市民の他に、各種団体なども含まれます。

(相談)

第17条 市は、障がいを理由とする差別に関する相談があったときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該相談に係る関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 当該相談に係る関係者相互間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関に通知、通報等を行うこと。

【解説】

○ 障がいを理由とする差別に関する相談を受けた場合に、市が講ずる措置について規定しています。

・ 第1号関係

第2号の関係者の調整に先だつて、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、相談を行った者に対して、相談内容の解決のために助言及び情報提供を行うことを規定しています。

・ 第2号関係

障がいを理由とする差別を受けたとする者と、行ったとされる者をはじめとする関係者との間に入り、個別にそれぞれの事情や意見を聞き、問題解決のための調整を行うことを規定しています。

また、「関係者の調整」には、他の相談機関等と連携して対応に当たる必要がある場合の当該機関など、両当事者以外の関係者との調整も含まれます。

・ 第3号関係

障害者虐待防止法第7条に基づいて養護者による障害者虐待に該当する事案を市に通報する場合や、犯罪行為と考えられる事案を警察に通報する場合ははじめ、第2号に規定する調整によって解決を図ることが適当でない内容のものについて、関係行政機関に通告、通報その他の通知を行うことを規定しています。

【参考】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

（障害者に対する虐待の禁止）

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(あつせん)

第18条 障がい者（障がい者自らの意思を表明することが困難である場合にあつては、当該障がい者の家族その他の関係者）は、自己に対する事業者による第15条又は第16条第3項の規定に違反する行為（以下「あつせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によって解決されないときは、市長に対し、当該事案の解決のために必要なあつせんを求める申立てをすることができる。ただし、家族その他の関係者が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

【解説】

○ 障がい者が不当な差別的取扱いを受けた際に、それを解決するための「あつせん」の申立てについて規定しています。

- ・ 「あつせん」とは、不当な差別的取扱いを受けた障がい者、その扱いをしたとされる事業者、両者の間がうまくいくようにとりもつことをいいます。
- ・ 「あつせん対象行為」とは、第15条各号に規定する不当な差別的取扱い又は第16条第3項に規定する合理的配慮義務違反のことをいいます。
- ・ あつせんの申立てができる者は、障がい者本人となりますが、自らの意思を表明することが困難である者の場合は、その家族、後見人、親戚等の支援者が申立てを行います。

このように障がい者本人以外の者が申立てをすることも可能ですが、その申立てが明らかに障がい者本人の意に反すると思われる場合には申立てはできません。

（「障がい者の意に反することが明らかであるとき」とは、不当な差別的取扱いを受けたと認める障がい者本人に、あつせんを求める意思がない場合をいいます。）

- ・ あつせん対象行為に係る事案については、前条の相談によりまずは解決を図ることとしています。

相談によってもなお解決が図られない場合に本条のあつせんの申立てをすることができます。

- ・ この条の見出し「(あつせん)」は、第18条及び第19条の共通の見出しです。

第19条 市長は、前条の規定による申立てがあつたときは、あつせんを行う必要がないと認めるとき、又はあつせん対象行為に係る事案の性質上あつせんを行うことが適当でないときを除き、栃木市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）に、あつせんを行わせるものとする。

2 委員会は、前項の規定によるあつせんを行うため必要があるときは、あつせん対象行為に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

【解説】

○ 第18条の規定によるあつせんの申立てがあつた場合に栃木市障がい者差別解消推進委員会が行うあつせんについて規定しています。

・第1項関係

「あっせんを行う必要がないと認めるとき」とは、例えば、次のような場合をいいます。

- ・ あっせんの求めが行われた後に和解が成立し、対象事案が解決した場合
- ・ 虚偽に基づくあっせんの求めがあった場合など、対象事案が発生していないことが明白である場合

「あっせん対象行為に係る事案の性質上あっせんを行うことが適当でない」と認めるとき」とは、例えば、次のような場合をいいます。

- ・ 行政不服審査法の規定による審査請求ができる事案など、他の手段で解決することが適当である場合
- ・ 裁判所で係争中の事案である場合
- ・ 現に犯罪捜査の対象となっている事案である場合

・第2項関係

あっせん対象行為に係る事案の関係者には、当事者の他、その事案の解決のために必要と思われる者を広く含みます。

(勧告)

第20条 委員会は、あっせん案が提示された場合において、あっせん対象行為をしたと認められる事業者が正当な理由なく当該あっせん案を受諾しないときは、市長に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による委員会の求めに応じて、当該求めに係る事業者に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

【解説】

○ 市長による勧告について規定しています。

・第1項関係

第19条の規定により、委員会が示したあっせん案について、あっせん対象行為をしたと認められる事業者がそのあっせん案を受諾しないときに、委員会がそのあっせん案を受諾すること等を勧告するよう市長に求めることができます。

「正当な理由」に該当する例としては、天災など事業者の責任が問えないような事情を想定しています。

・第2項関係

市長は、前項に規定する委員会からの求めがあった場合に、あっせん対象行為をし

たと認められる事業者に対し、勧告をすることができます。

(公表)

第21条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、勧告の内容及び公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

○ 市長による公表について規定しています。

・第1項関係

事案解決の仕組みは、第17条から第20条までに規定する相談、あっせん又は勧告により、当事者間での相互理解を促していくことで解決を図ることを基本としています。

しかし、この仕組みでの解決が難しい場合を想定し、この条例の実効性を担保するための最終的な手段として公表という制度を設けます。

公表の内容は次のとおりです。

- ・ 勧告の内容
- ・ 勧告を受けた対象事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ・ 公表の理由

公表は、告示（その他の適当と認められる方法）により行います。

・第2項関係

公表は、社会的制裁としての効果が大きいため、手続きに慎重を期す必要があることから、公表の対象者となる者から、公表前にあらかじめ意見を述べる機会を設けています。

(栃木市障がい者差別解消推進委員会)

第22条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、並びに市長の諮問に応じ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項について調査審議並びに情報の交換及び協議を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、障がいを理由とする差別の解消の推進に必要なと認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱

する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 障がい者又はその家族
 - (3) 社会福祉関係団体の関係者
 - (4) 事業者
 - (5) 医療、福祉、保健又は教育関係機関の関係者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。
 - 7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

○ あっせん等を行うために設置する「栃木市障がい者差別解消推進委員会」について規定しています。

- ・ 委員会が所掌する事項は次のとおりです。
 - ① あっせんを行うこと。(第19条第1項)
 - ② あっせん対象行為に係る事案の関係者に対して資料の提出、説明を求めること。(第19条第2項)
 - ③ 市長の諮問に応じ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項について調査審議並びに情報の交換及び協議を行うこと。
- ・ 委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されます。
- ・ また、委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条から第20条までに規定する障害者差別解消支援地域協議会としての役割も担います。
 - ③の所掌事項は、この役割として行うものです。

【参考】

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
第138条の4第3項
普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

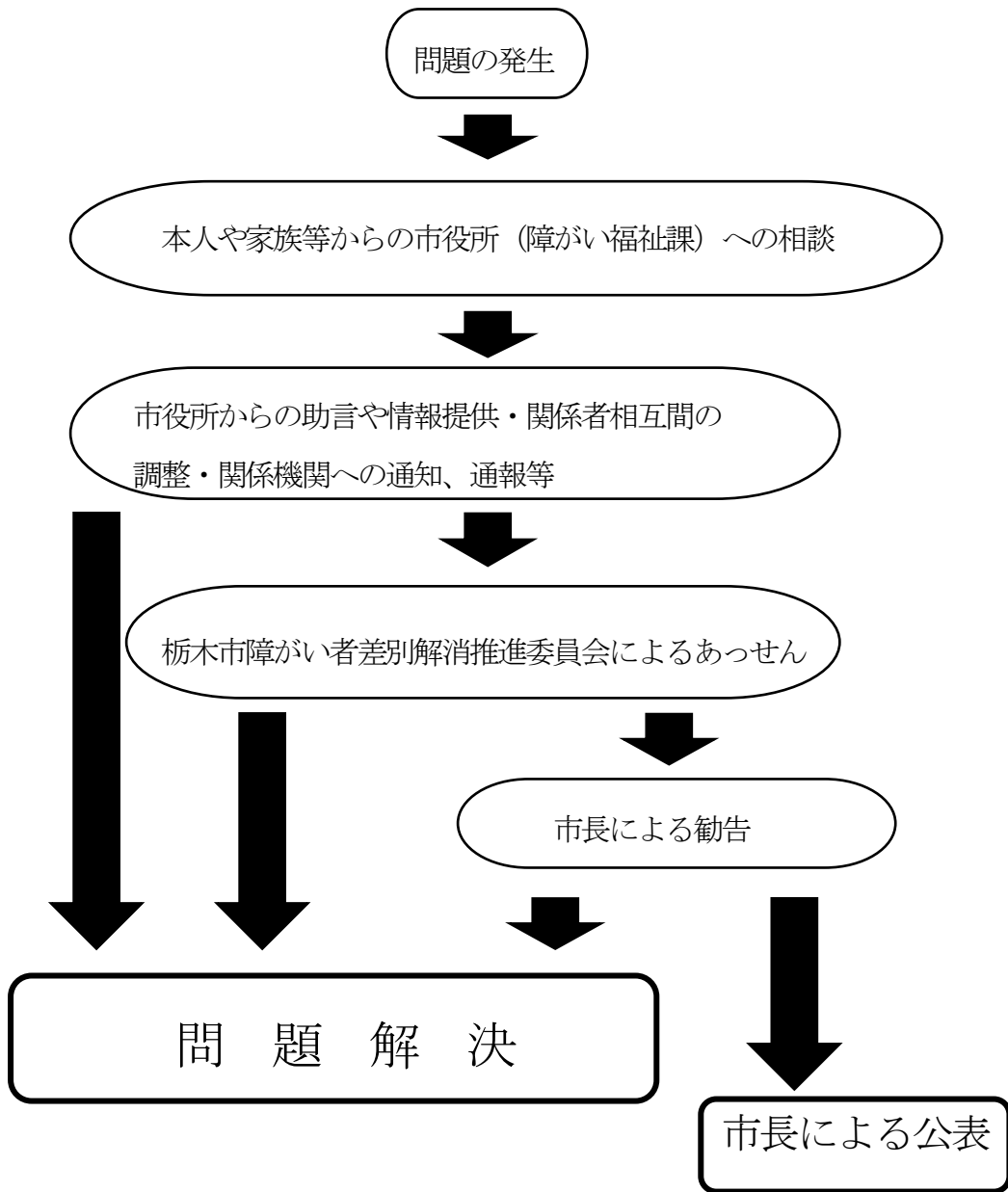
(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

※ 問題の解決までには次のような手順をたどります。



(財政上の措置)

第23条 市は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- 市が障がいを理由とする差別の解消を推進するため、必要な財政上の措置について規定しています。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- この条例を施行するために必要となる事項について、規則で定める旨を規定しています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第18条から第21条までの規定は、同年10月1日から施行する。

【解説】

- この条例の施行期日について規定しています。

この条例の施行期日は平成31年4月1日とします。ただし、周知期間を設ける必要があるあつせん（第18条・第19条）、勧告（第20条）、公表（第21条）の規定については、同年10月1日からの施行とします。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【解説】

- この条例（一部を改正する条例）の施行期日について規定しています。